

地方独立行政法人那覇市立病院令和2年度年度計画

令和2年度年度計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

中期計画

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療体制の維持・充実

ア 消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療に貢献する。

イ 引き続き365日24時間救急医療体制を維持する。

【救急医療の関連指標】

指標名	平成30年度実績	令和2年度目標
救急患者数(人)	38,333	38,500
うち入院患者数(人)	5,171	増加させる
うち救急車受入人数(人)	4,573	〃
救急車受入率(%)	93.6	94.0

(2) 充実した小児・周産期医療の確保

地域周産期母子医療センターとして、総合周産期母子医療センターである沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、地域周産期母子医療センターである琉球大学医学部附属病院や沖縄赤十字病院と連携をして医療を提供していく。

また、他機関との連携に基づき小児・周産期医療を担うとともに、安心して子どもを産み、かつ育てられるよう医療の提供に努める。

(令和2年度の具体的な取り組み)

産婦人科医、小児科医を確保して母体搬送の受入体制を維持する。

【小児・周産期医療の関連指標】

指標名	平成30年度実績	令和2年度目標
小児外来患者数(人)	35,493	前年度並みを維持
小児入院患者数(人)	23,194	〃
小児救急患者数(人)	16,800	〃
うち入院患者数(人)	1,277	〃
NICU・GCU入院患者数(人)	3,629	〃

分娩件数（件）	357	〃
うち帝王切開件数（件）	159	〃

（3）災害時対応及び緊急時における医療支援

災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（以下、BCP）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施する。

那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備え、不測の事態への備えとして、BCPに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。

他の自治体における大規模災害時や緊急時において、市立病院DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し医療支援を実施する。

また、DMATを定期的に訓練研修に参加させるなど、医療救護支援活動の向上に努める

【災害医療の関連指標】

指標名	平成30年度実績	令和2年度目標
災害訓練回数（回）	5	5
災害訓練参加者数（人）	31	40
災害研修会回数（回）	4	4
災害研修会参加者数（人）	10	10
被災地等への派遣件数（回）	0	—

（4）保健所との連携

那覇市保健所と連携し、新型インフルエンザ等の感染症対策に協力する。

（5）市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、慢性腎臓病（CKD）に対するフォローアップ、CKDの啓発活動、CKDサポート外来の推進や患者教育のための教育入院、特定健診の休日実施等、那覇市や関係機関と連携し疾病予防対策等に協力する。

【疾病予防対策の関連指標】

指標名	平成30年度実績	令和2年度目標
人間ドック件数（件）	4,807	前年度並みを維持
健康診断件数（件）	3,729	〃
特定健診件数（件）	2,786	〃
がん検診（件）	686	〃
特定保健指導件数（件）	502	〃

② 地域包括ケアシステムの推進

在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネージャー、社会福祉士等を支援し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供、急変時の受け入れ体制を強化する。

(令和2年度の具体的な取り組み)

入退院支援センター、地域医療連携室、総合相談センターを一元化し、入退院患者情報の把握、退院支援へ早期着手、円滑なベッドコントロールを合理的に行う。

(6) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する知識の普及啓発を推進する。情報発信の手段として、当院の院外ホームページ、広報誌等を活用し診療実績や医療情報の掲載を強化する。

(令和2年度の具体的な取り組み)

院外ホームページをリニューアルし、情報の提供・発信に努める。

【市民への情報の提供・発信の関連指標】

指標名	平成30年度実績	令和2年度目標
広報誌への医療情報掲載回数(回)	1	4
ホームページへの掲載回数(回)	2	5
医学雑誌配布回数(回)	1	1
講演会開催回数(回)	6	前年度並みを維持
診療実績・病院情報の公表回数(回)	1	3

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保

高度医療の充実を図るため、医師をはじめ、専門性を持った医療スタッフの確保に努める。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる役割を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。

(令和2年度の具体的な取り組み)

医用画像システムの更新を行う。

次年度更新を予定している放射線治療装置について、機器選定に着手する。

【高度医療の関連指標】

指標名	平成30年度実績	令和2年度目標
CT件数（件）	17,302	17,400
MRI件数（件）	6,645	6,700
RI件数（件）	809	850
心臓カテーテル検査件数（件）	446	450
経皮的冠動脈形成術（PCI）件数（件）	190	200
アブレーション治療件数（件）	146	150
脳血管造影件数（件）	239	250
血管内治療件数（件）	104	120
血栓溶解療法（t-PA）治療件数（件）	8	前年度並みを維持
手術件数（手術室）（件）	3,491	3,500
うち全身麻酔手術件数（件）	1,915	2,000
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術（件）	550	570
内視鏡による手術件数（ESD）（件）	87	90

* ESD：内視鏡的粘膜下層剥離術

(2) がん医療の充実

専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努める。

また、がん診療連携パスの利用を促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。

【がん医療の関連指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
全がん退院患者数（人）	1,633	前年度並みを維持
うち5大がん退院患者数（人）	721	〃
がん患者外来化学療法患者数（人）	2,837	〃
がん放射線治療実患者数（人）	324	〃
がん患者相談件数（人）	1,031	〃
全国がん登録件数（件）	984	〃
がん地域連携パス適用件数（件）	24	〃
がん研修会等開催数（医療者）	10回（362人）	〃
がん講演会等開催数（市民対象）	15回（138人）	〃

(3) 地域医療機関との連携推進・強化

地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図り、紹介率及び逆紹介率の向上に努める。

【地域医療連携の関連指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
紹介率 (%)	73.6	74.0
逆紹介率 (%)	83.4	84.0

(4) 人材の確保及び育成

提供する医療水準の維持・向上や病院経営の専門性を高めるため、必要な人材の確保及び育成に努める。救急医等の人材確保の手段として、琉球大学との連携、沖縄県医師会・那覇市医師会との連携、リクルート機関の活用を図る。

(5) 安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

基本理念である「和と奉仕」に基づき、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努める。

また、セカンドオピニオンについても、引き続き円滑な対応に努める。

【患者中心の医療の関連指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
院外から当院へのセカンドオピニオン件数 (件)	17	前年度並みを維持
当院から院外へのセカンドオピニオン件数 (件)	26	前年度並みを維持

② 医療安全対策の徹底

医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的を開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する。

【医療安全・院内感染対策の関連指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
医療安全対策委員会等開催回数 (回)	12	現状を維持
医療安全研修等実施回数 (回)	13	〃
インシデントレポート報告件数 (件)	1,566	1,600
アクシデントレポート報告件数 (件)	43	50
院内感染対策委員会等開催回数 (回)	12	現状を維持

感染管理チームラウンド回数（回）	64	〃
院内感染対策研修会等開催数（回）	6	〃

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスの有効活用に努める。

【医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
クリニカルパス適用患者数（人）	4,409	4,500
クリニカルパス種類数	212（累計）	前年度並みを維持

④ 法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営

医療法や個人情報保護、情報公開等に関する院内研修会を実施し、法令を遵守し、行動規範に沿って適正な業務運営を行う。

【法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営の関連指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
研修会開催回数（回）	2	現状を維持
参加者数（人）	277	現状を維持

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施するとともに、引き続きプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努める。

また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。

(2) ボランティアとの協働の推進

ボランティアサポート委員会によるボランティア活動の円滑な推進を図り、交流や意見交換を通じた協働を推進する。

(3) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、院内接遇研修等を通して職員の接遇向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCAサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。

公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価で指摘のあった項目の改善への取り組みやTQM活動を通し、改善活動を継続する。

また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組を通し、PDCAサイクルの確実な実践に努める。

2 院内連携の推進

(1) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進する。医師、看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師、栄養士、歯科衛生士等により医療安全対策、感染防止対策、呼吸ケア、緩和ケア等のチームによる診療報酬に則した活動を継続する。

(2) 多職種連携の推進

診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通して職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行う。

【経営機能の強化に関する指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
診療報酬請求査定率 (%)	0.16	0.2以下

2 収益的収支の向上

病床稼働率の維持・向上や適正な診療収入の確保に努める。

【収益等の確保に関する指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
病床稼働率（％）	94.2	95.0
平均在院日数（日）	11.32	前年度並みを維持
入院診療単価（円）	61,266	65,800
外来診療単価（円）	18,779	19,800
1日平均延べ入院患者数（人）	451.5	前年度並みを維持
1日平均外来患者数（人）	790.5	〃
医業収益（百万円）	14,070	〃
入院収益（百万円）	9,896	〃
外来収益（百万円）	3,622	〃

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図る。

4 経営の効率化

経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図る。

【経営の効率化に関する指標】

指標	平成30年度実績	令和2年度目標
経常収支比率（％）	104.4	100.1
医業収支比率（％）	103.3	99.8

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備等に関する事項

新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施する。

特に、医療機器の整備・更新については、新病院への移設費用等を含めた費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断する。

2 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院建設に取り組み、実施設計等とおし、費用縮減に努める。

また、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努める。

3 外国人患者に対応できる医療の提供

タブレット通訳端末の配置継続、外国語表記への対応、医療者と患者をつなぎ、医療資源を有効活用できるようコーディネート業務を担う人材配置へ取り組む。

第5 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市の病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。

1 予算(令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	15,213
医業収益	14,895
運営費負担金収益	274
補助金等収益	44
営業外収益	69
運営費負担金収益	0
有価証券売却益	0
営業外雑収益	69
臨時利益	60
資本収入	1,788
運営費負担金収益	205
長期借入金	1,583
その他資本収入	0
その他の収入	1,000
計	18,130
支出	
営業費用	14,479
医業費用	13,957
給与費	7,964
材料費	3,812
経費	2,098
研究研修費	83
一般管理費	522
営業外費用	1
臨時損失	60
資本支出	1,926
建設改良費	1,598
償還金	328
その他の支出	1,000
計	17,466

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 給与費のベースアップ率を0%として試算している。

[人件費の見積もり]

令和2年度は8,384百万円を支出する。

なお、該当金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」(平成16年4月1日付け総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知)の「第1 設立団体が負担すべき経費について」に定められた基準による。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画 (令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	15,478
営業収益	15,354
医業収益	14,863
運営費負担金収益	274
補助金等収益	40
資産見返運営費負担金戻入	171
資産見返物品受贈額戻入	2
雑益	4
営業外収益	64
運営費負担金収益	0
有価証券売却益	0
営業外雑収益	64
臨時利益	60
支出の部	15,467
営業費用	15,407
医業費用	14,892
給与費	8,032
材料費	3,741
減価償却費	416
経費	2,625
研究研修費	78
一般管理費	515
営業外費用	0
臨時損失	60
純利益	11
目的積立金取崩額	0
総利益	11

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	25,885
業務活動による収入	15,342
診療業務による収入	14,895
運営費負担金による収入	274
補助金等収入	44
その他の業務活動による収入	129
投資活動による収入	1,205
運営費負担金による収入	205
その他の投資活動による収入	1,000
財務活動による収入	1,583
長期借入れによる収入	1,583
その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	7,755
資金支出	25,885
業務活動による支出	14,540
給与費支出	8,322
材料費支出	3,812
その他の業務活動による支出	2,406
投資活動による支出	2,598
有形固定資産の取得による支出	1,598
その他の投資活動による支出	1,000
財務活動による支出	328
長期借入金の返済による支出	328
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	8,419

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 1,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な支出への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

市立病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、市立病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。

(1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。

(2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。

2 文書料

病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から1通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。

3 徴収猶予等

(1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。

(2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。

(3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。

(4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)第6条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画(令和2年度)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
病院施設、医療機器等整備	総額1,583百万円	那覇市長期借入金等

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第11 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第4号）第7条で定める事項

1 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 長期借入金

(単位：百万円)

年度項目	R 2	R 3	R 4	R 5	中期目標 期間償還額	次期以降償 還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	328	389	536	588	1,841	17,479	19,320